

学 費 サ ポ ー ト

短期養成課程を希望している皆さまへ

教育訓練給付 制度のご案内



社会福祉士通信課程（短期養成）は指定講座に
認定されています。この給付制度を利用して、
キャリアアップのために今はじめよう！

<教育訓練給付金とは>

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）や被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣が指定する『教育訓練給付講座』を修了した場合、ご本人が教育訓練施設に支払った金額の一部をハローワークが支給する制度です。

<教育訓練給付金の支給例>

■短期養成…専門実践教育訓練給付金

専門実践

在学・卒業時	卒業後	合計最大		
50%	+	20%	=	70%

申請から給付金支給までの流れ

① ハローワークに相談・申請
受講開始1ヶ月前までに申請する

② 受講中（在学中）
受講開始から6か月後に
1回目の支給申請

③ 卒業（資格取得）・就職
卒業時に2回目の支給。さらに
資格取得し1年以内に就職した
場合20%支給

※学納金の支払いは一括納入となりますが、給付金については2回（6ヶ月後・卒業時）に分けて支給となります。
※大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した、いわゆる『3科目主事』は対象外です。

『専門実践教育訓練給付金』の詳細等については本人住所所管のハローワークでご確認ください。
（受講前申請締切日：受講開始1ヶ月前〔3月末頃まで〕）



学校法人西野学園
札幌医学技術福祉歯科専門学校

郵便番号 064-0805
所在地 札幌市中央区南5条西11丁目1289-5
TEL・FAX (T) 011-513-2111 (F) 011-522-7290
入学時期 5月